



石川裕一郎さん特別講演

『憲法学から読み解く“Me Too”現象』

2018年7月5日(木)、ジェンダーフォーラムは、聖学院大学教授の石川裕一郎先生(憲法学)をお招きし、共通教養科目「法と人権」(徳永貴志准教授担当)との共催で、「憲法学から読み解く“Me Too”現象～日本とフランスの事例を手がかりに～」と題する講演会を開催した。

石川先生の講演は、「#me too運動」とは何か、という確認から始まった。もちろん、“me too”とは文字通り「私も・・・」という意味である。2017年10月5日付のThe New York Times紙が、アメリカの映画プロデューサーであるハーヴェイ・ワイン



スタイン氏による女優たちに対する性犯罪疑惑を報道した。この事件をきっかけに、それまで報復などを恐れて沈黙を余儀なくされていた被害者たちが声をあげ始めたのである。そして、アメリカの女優アリッサ・ミラノが自身のTwitterで、“#me too”とハッシュタグをつけて、「私も性暴力の被害者であると声をあげよう」と呼びかけたのに呼応して、性暴力被害を告発する動きが世界中に拡大していったのである。常に世界の注目を浴びるアメリカ映画界から発信されたことが、この運動が拡大した一因だろう。2018年1月、アメリカのゴールデングローブ賞授賞式に出席した女優たちが、黒いドレス姿で性暴力への抗議を表明したことは記憶に新しい。

石川先生は、ヨーロッパにおける#me too運動についても、フランスやイタリアでの報道を例に挙げて詳しく紹介された。また、フランスの女優カトリーヌ・ドヌーヴによる#me too運動に対する批判的な発言なども取り上げられた。それぞれの国における恋愛や交際に対する意識の違いによって、運動の現れ方が違うのである。フランスは、日本に比べて「性」の多様性についてかなり寛容な国

であるが、フランスと日本の#me too 運動をフィルターにして両国のジェンダー意識を比較すると、日本ではフランスよりもはるかに女性の地位が低く、性被害の実態も表面化しにくいことがよくわかる。

石川先生が日本の事例として挙げたのは、自らのレイプ被害を告発したジャーナリスト伊藤詩織さんの事件である。この事件の詳細は、彼女自身の手による著書「Black Box」(文藝春秋 2017 年)でも紹介されているが、彼女の告発は日本のメディアではほとんど取り上げられていない。それに対し、諸外国のメディアは、日本のメディアがこの事件を無視する状況それ自体に注目しているようである。例えば、イギリスの BBC 放送が 2018 年 6 月 28 日に『日本の隠された恥』というタイトルのドキュメンタリーを放送した。興味深いことに、世界中で視聴されたこの番組映像が、日本ではネットにアップロードされるたびに削除され続けているようである。また、海外の新聞では、フランスの Le Monde 紙、Le Figaro 紙、イタリアの Corriere della Sera 紙、アメリカの The New York Times 紙等がこの事件と日本におけるその受けとめ方を大きく報じている。



▲石川先生の講演に熱心に聞き入る学生たち

海外メディアの中には、政権に近い人物である加害者とされる男性の逮捕状の執行が直前に停止されたことなどを取り上げて、政治的な背景の存在を疑うものもあった。さらに、同性である女性たちの一部が伊藤詩織さんに対して冷たい反応を示し、現職の政治家が伊藤さんを誹謗中傷する内容の発言をネット上で行うなど、日本では社会全体でセカンドレイプを行っているのではないかと

指摘するものまであるそうだ。欧米では、現職の国会議員がセカンドレイプを容認するような発言を行った場合、政治生命が絶たれかねない大問題になるが、日本ではそうならないことがまさに、こうした問題に対する日本人の意識を如実に表していると石川先生は指摘されていた。

日本国憲法は、14条の「法の下での平等」に加え、24条において「男女平等」を明記している世界的にも稀有な憲法だそうだ。戦前の家制度における女性の地位の低さをよく知るGHQのベアテ・シロタ・ゴードンが、憲法制定に際して、憲法24条のもととなる条文を書いたことはよく知られている。しかし、日本の性犯罪に関する裁判の判決を見ると、男女平等が実現しているとはとても言えないものが少なくない。例えば、父から娘に対する性暴力事件の裁判の中には、家庭の性暴力をほぼ認めているような判決（新潟嬰兒殺害事件・新潟地裁 2018年3月7日判決）が見られる。また、女性の風俗嬢が自身の命を守るために男性を殺害した事件で正当防衛を主張した裁判では、風俗嬢は密室における男性による暴力を覚悟しているはずだとして実刑判決が下されている（池袋買春男性殺害事件・東京地裁 1987年12月18日判決。控訴審では執行猶予付き有罪判決）。さらに、セクハラ事件について、女性はそれぐらいのことはかわせないとダメだと言わんばかりの男性目線の判決も下されている（横浜セクハラ性暴力事件・横浜地裁 1995年3月24日判決）。これらの判決から透けて見えるのは、裁判の場が男目線で仕切られており、法自体が男社会の産物だということである。レイプ事件では、男にとって都合のいい解釈がまかり通り、レイプ神話が今も根強く残っている。レイプ加害者は、見ず知らずの他人よりも知り合いであることが少なくなく、そのためレイプで強く抵抗しなかったのは、女性も同意していたからではないかとみなされることが少なくない。2017年の改正後でも刑法177条によって処罰されるレイプであるためには、女性が死ぬ気で抵抗していなければならないそうである。

男性からの性暴力をやり過ごすテクニックを女性の側が身につけなければならないというのは、いかにも男性にとって都合の良い理屈であり、女性の方もこうした偏った考えを自己に内面化している傾向がある。このような考え方に基づいて法制度が構築され、司法もそれに追従しているのが現在の日本の法曹界である、と石川先生は分析されていた。そして、憲法の視点から「個人の尊重」を基礎に考えることによって、こうした日本の状況を少しでも改善していかなければならないと述べて、石川先生は講演を締めくくられた。

#me too 運動の影響かもしれないが、性暴力被害の声を耳にする機会が多くなったように感じる。しかし、声をあげることができない被害者が多く存在しているのも事実である。理不尽なことが、理不尽と受け止められないのは、日本のジェンダーギャップがあまりにも大きいからなのかもしれない。もっとも、性暴力

は異性間に限ったことではない。暴力は力の強い者から弱い者に向けられる。この構造は、力の差がある同性間でも往々にして生じる。差別的な意識は、至る所で人として当たり前の権利を侵害している。「嫌なことは嫌だ」と言い、それがしっかりと受け止められ尊重される社会にしなければならないと切に思う。

(阿野理香・ジェンダーフォーラムスタッフ)

(徳永貴志・経済学科)